

誘導施設一覧表

機能	誘導施設	定義等
児童福祉機能	・学童保育施設	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設(学童保育施設)
子育て機能	・地域子育て支援センター	嵐山町子育て支援センター設置及び管理条例第2条に掲げる施設
	・子ども家庭支援センター	嵐山町子ども家庭支援センター設置及び管理条例第2条に掲げる施設
	・保育園	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
	・認定こども園	児童福祉法第39条の2、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
	・児童館	児童福祉法第7条、第40条に規定する児童館
商業機能	・総合スーパー	店舗面積3,000㎡超で、生鮮食料品及び日用品を扱う店舗が含まれる複合施設
	・中規模スーパー	店舗面積1,000㎡超3,000㎡以下で、生鮮食料品及び日用品を扱う店舗が含まれる複合施設
	・飲食店	飲食店営業許可証を有して営業を行う飲食店
	・カフェ	飲食店営業許可証を有して営業を行う喫茶店、カフェ
医療機能	・診療所(小児科)	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、診療科目に小児科を含むもの
金融機能	・郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局
	・銀行	銀行法第2条第1項に規定する銀行
	・信用金庫	信用金庫法第4条に基づく免許を受けて事業を行う金庫
教育・文化機能	・小学校	学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校
	・中学校	
	・高等学校	
	・交流センター	ホールや研修室等を備え、多世代が交流できる施設
	・図書館	図書館法第2条で規定する図書館